市原市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

重要事項説明書

あなた (又はあなたの家族) が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、 契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからない こと、わかりにくい点があれば、ご質問ください。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者の法人概要について

事業者名称 社会福祉法人市原市社会福祉協議会	
代表者氏名	船山慶子
所 在 地 市原市南国分寺台 4 丁目 1 番地 4 TEL0436-24-0011・FAX0436-22-3031	
法人設立年月日	昭和 43 年 3 月 29 日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	社会福祉法人市原市社会福祉協議会	
介護保険指定事業者番号	1272400233	
事業所所在地	市原市南国分寺台4丁目1番地4	
連 絡 先	TEL O 4 3 6 - 2 0 - 8 5 8 5 FAX O 4 3 6 - 2 2 - 3 O 3 1 e-mail info@ichihara-shakyo.or.jp	
事業所の通常の 事業の実施地域	市原市内	

(2)事業の目的及び運営の方針

(ロ) すべい 目に)べる (と目の) (3)			
事業の目的	利用者の身体的・精神的な状況に合った適切なサポートを行い、自立した生活を送れるように支援することを目的としています。 利用者からの相談や要望に応じてケアプランを作成し、それに沿って適切な介護サービスの提供者・事業者との調整を行います。		
運営の方針	事業所の介護支援専門員は利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活が営めるように利用者等の選択に基づき、適切な保険・医療及び福祉サービスが総合的、効果的に提供されるように配慮します。また常に利用者の立場に立って、公平中立にケアマネジメントを行います。 事業の実施にあたっては市原市、地域包括支援センターをはじめ関係機関との連携につとめます。		

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日~金曜日 ※国民の祝日・12月29日~1月3日を除く	
営	業	計 間	午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分	

営業時間外及び休業日も含め 24 時間、下記の携帯電話番号で緊急時の連絡・相談に応じます。 携帯番号 080-5866-3950

(4) 事業所の職員体制

管理者	杉森 久子
-----	-------

職種	氏名	業務内容	勤務 体制	資格
介護支援専門員	杉森久子	・居宅サービス計画の作成 ・居宅サービス事業者との連絡調整 ・サービス実施状況の把握、評価 ・利用者状況の把握 ・給付管理 ・要介護認定申請の支援 ・相談業務等 ・施設入所支援	常勤	介護福祉士
介護支援専門員	戸村ゆりか		常勤	介護福祉士
介護支援専門員	森 由美子		常勤	介護福祉士
介護支援専門員	石川真由美	※5項目のとおり	非常勤	看護師

3 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂 行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の 居宅を訪問することがあります。

4 利用料及びその他の費用について

下記の基準額及び加算について介護保険が適用される場合は、直接介護保険から事業所に給付されますのでお客様のご負担はありません。

厚生労働大臣の定める基準額

要介護度区分取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3~5
介護支援専門員1人当たりの利	居 宅介護支援費 I	居宅介護支援費 I
用者の数が40人未満の場合	11, 620 円	15,097 円

※ 40 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40 件目以上になった場合に 居宅介護支援費 II 又はⅢを算定します。

加算額

	加算	加算額	内容・回数等
	初 回 加 算	3, 210 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居 宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された 場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算Ⅰ	2, 675 円	入院の日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(I) 入院の日から3日以内に病院等の職員に
	入院時情報連携加算Ⅱ	2, 140 円	必要な情報提供をした場合(Ⅱ)
	退院・退所加算(I)イ	4, 815 円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を 行い必要な情報を得るための連携を行い
	退院・退所加算(I)ロ	6, 420 円	居宅サービス計画の作成をした場合
	退院・退所加算(Ⅱ)イ	6, 420 円	(I) イ 連携1回 (I) ロ 連携1回(カンファレンス参加による)
要介	退院・退所加算(Ⅱ)口	8, 025 用	(Ⅱ) イ 連携2回以上 (Ⅱ) ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加)
護度に	退院・退所加算(Ⅲ)	9, 630 円	
要介護度による区分な	通院時情報連携加算	535 円	1 月につき1回(病院・診療所・歯科医師より必要な情報を受け記録した場合)
分なし	特 定 事 業 所 加 算 (I)	5, 553 ∄	 「利用者に関する情報又はサービス提供
	特定事業所加算 (Ⅱ)	4, 504 円	に当たっての留意事項に係る伝達等を目 的とした会議を定期的に開催すること」
	特定事業所加算(皿)	3, 456 円	等厚生労働大臣が定める基準に適合する 場合(一月につき)
	特 定 事 業 所 加 算 (A)	1, 219 円	物口(一月にフセ)
	特定事業所医療介護連携加算	1, 337 円	特定事業所加算(I)、(I)又は(II)を 算定している等厚生労働大臣が定める 基準に適合する場合(一月につき)
	ターミナルケアマネジメント加算	4, 280 円	在宅死亡の末期の悪性腫瘍の利用者に 対し24時間連絡体制を整備し必要に 応じ居宅介護支援を提供した場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 140 円	病院等の求めにより、病院等の職員と 居宅を訪問しカンファレンスを行い、 サービス等の利用調整した場合

減算額

	加 算	減算額	内 容 ・ 回 数 等
	運営基準減算	所定単位数の 50%で算定	運営基準に沿った、適切な居宅介護支 援が提供できない場合
要介護度に	特定事業所集中減算	1月につき 200単位を 減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上 集中した場合(指定訪問介護・指定通所 介護・指定地域密着型通所介護・指定福 祉用具貸与のみ)
よる区分な	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 99%で算定	虐待の発生又はその再発を防止するため の措置が講じられてない場合
なし	業務持続計画未策定減算	「 所定単位数の 97%で算定	感染症や災害の発生時に継続的にサービスを提供できる体制を構築するための業務継続計画が未策定の場合※R7,4,1以後減算

※他の費用請求及び支払い方法について

交通費:サービス提供地域(市原市)にお住まいの方は無料です。

解約料:契約後お客様の都合により解約した場合居宅サービスの計画段階途中で解約した場合

労働大臣が定める基準額分をいただきます。

5 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、 要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の 住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (5) 当事業所は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約 終了後2年間保管します。利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用 者に関する実施記録を閲覧及び写しの交付を受けることができます。
- (6) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は**別紙1**のとおりです。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族 に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

このことについて別紙2において説明し同意のうえで署名・捺印を頂きます。

7 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の 家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 侵害保険特急代理店 東京保険センター

株式会社 甲南保険センター

保険名 福祉サービス事業総合保険

保障の概要 この保険は居宅介護支援事業の活動中に発生した偶然な事故によって第三者

の身体または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合、および、

被保険者自身がケガをしたり死亡したような場合に対象になります。

8 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

9 虐待の防止について

事業者は、虐待の防止に対する必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する法人責任者 事務局長 鈴木暢一

- (2) 委員会を開催し虐待予防、早期発見に向けた取組み等審議します。
- (3) 職員に対する権利擁護及び虐待防止を普及・啓発するための研修を実施します。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 市原市、警察等への通報と連携・協力に努めます。

10 ハラスメントの防止について

事業者は、暴言・暴力・ハラスメントに対する必要な措置を講じます。

(1) ハラスメントに関する責任者を選定しています。

ハラスメントに関する法人責任者 事務局長 鈴木暢一

- (2) 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員に対してあった場合解約するだけでなく、法的措置とともに損害賠償を求めることがあります。
- (3) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し普及・啓発するための研修を実施します。
- (4) 暴言・暴力・ハラスメントの具体的な例について
 - ・殴る・蹴る・物を投げつける・刃物を見せる・怒鳴る・奇声や大声を発する
 - ・不必要に体に障る・手を握る・抱きつく・卑猥な本や画像を見せる・ストーカー行為など

11 業務継続に向けた取り組みについて

事業者は、感染症や自然災害発生時に利用者に居宅介護支援の提供を継続的に実施するため必要な措置を講じます。

- (1) 感染症及び自然災害に係る業務継続計画を策定します。
- (2) 職員に対する業務継続に向けた研修等を実施します。

12 感染症の予防及びまん延の防止について

事業者は、感染症の発生及びまん延防止に対する必要な措置を講じます。

(1) 感染症の予防及びまん延防止に関する責任者を選定しています。

感染防止に関する法人責任者

事務局長 鈴木暢一

- (2) 委員会を開催し感染予防、感染拡大防止に向けた取組み等審議します。
- (3) 職員に対する感染対策を普及・啓発するための研修及び発生時に迅速に行動できるよう訓練を実施します。
- (4) 市原市、保健所等と連携に努めます。

13 契約の終了・解約について

- (1)利用者の都合でサービスを解約する場合 文章でお申し出くだされば、いつでも解約できます。
- (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございでます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護 支援事業者をご紹介いたします。

- (3) 自動終了 ※以下の場合は双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・利用者が施設に入所した場合
 - ・利用者の要介護認定区分が非該当(自立)、要支援1,2と認定された場合
 - ・利用者がお亡くなりになった場合

(4) その他

利用者やご家族などが、市原市社会福祉協議会や市原市社会福祉協議会の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

また、当事業者が正当な理由なしに居宅介護支援を行わない時、事業所が守秘義務違反した場合、利用者やその家族が契約を継続しがたいほど重大な社会通念を逸脱した行為を行った場合等は文書を提出することなくいつでも解約することができます。

14 サービス提供に関する相談、苦情について

提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるため担当者を選定しています。

お客様相談・苦情担当

管理者 杉森久子

当事業所窓口以外でも、ご相談や苦情については下記の窓口でも受け付けることができます。

苦情申立の窓口

市原市役所・高齢者支援課	所 在 地 市原市国分寺台中央 1 - 1 - 1 電話番号 0436-23-9873
千葉県国民健康保険団体連合会	電話番号 043-254-7428 (苦情相談専用) 受付時間 午前9時~午後5時
千葉県社会福祉協議会適正委員会	所在地 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉 センター5 F 電話番号 043-246-0294

15 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日	
-----------------	-------	--

上記内容について、居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および 本書面に基づいて重要事項並びに個人情報の取扱いについて説明しました。

事 業 所 社会福祉法人市原市社会福祉協議会

説明者職名 介護支援専門員

氏 名 印

内容の説明を事業者から確かに受け、その内容に同意しました。

	内容の説明を	事業者	すから	確かに受け、その内容に同意しました。
	利用者	住	所	
	小川伯	氏	名	
	代理人	住	所	
		氏	名	

(別紙1)

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与 の利用状況について

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通 所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

期間(令和 6年 3月~ 令和 6年 9月まで)

訪問介護 32% 通所介護 44% 地域密着型通所介護 14% 福祉用具貸与 57%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	(株)サービスワン	生活協同組合コープみらい	(株) やさしい手京葉
	11%	10%	15 %
通所介護	(株)やさしい手京葉	セントケア千葉	(株) SOYOKAZE
	20%	16%	9%
地域密着型通所介	(株) エバーフォレスト	(株) 慈恵	(株)東京ネバーランド
護	19%	18%	13%
福祉用具貸与	生活クラブ風の村	(株)スペースケア	(株)タカサ
	47%	14%	9 %

秘密の保持と個人情報の保護について

	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報 の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する		
	法律についてのガイドライン」及び「医療・介護		
	関係事業者における個人情報の適切な取扱いの		
	ためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努		
	めるものとします。		
	② 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供		
① 利用者及びその家族に関する秘密	をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密		
の保持について	を正当な理由なく、第三者に漏らしません。		
	③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供		
	契約が終了した後においても継続します。		
	④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又は		
	その家族の秘密を保持させるため、従業者である		
	期間及び従業者でなくなった後においても、その		
	秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の		
	内容とします。		
	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得たうえ		
	で円滑なサービを提供するためサービス担当者		
	会議や地域ケア会議等において、利用者もしくは		
	家族の情報を使用します。また、医師や病院、地		
	域包括支援センター、市役所等からの本人様の生		
	命・身体・財産の保護に必要がある場合など正当		
	な理由のもとで使用する場合があります。		
	② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報		
② 個人情報の使用について	が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記		
	録を含む。)については、善良な管理者の注意を		
	もって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩		
	を防止するものとします。		
	③ 事業者が管理する情報については、利用者の求め		
	に応じてその内容を開示することとし、開示の結		
	果、情報の訂正、追加または削除を求められた場		
	合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必		
	要な範囲内で訂正等を行うものとします。		
記内容の説明を事業者から確かに受け、その内容に同意しました。			
住 所			

利用者	住 所	
	氏 名	
代理人	住 所	
	氏 名	